

各種介護サービス利用料軽減制度

介護保険では、介護サービスなど各種のサービスを利用すると、原則としてかかった費用の1割から3割をサービス事業者に支払います。

ただし、利用者負担が重ならないように、所得の状況により利用者負担や利用料を軽減する制度があります。

各種利用料軽減制度を受けるには申請が必要です。

＜介護保険施設等の食費・居住費の負担軽減（特定入所者介護サービス費（負担限度額認定））＞

介護保険施設を利用（短期利用を含む）した場合に、住民税世帯非課税の人など低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得に応じサービス利用時の食費や居住費について負担限度額が認定され、特定入所者介護サービス費を支給することにより負担を軽減します。

○制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者の方又は世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方		
第2段階	世帯の全員（世帯を	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円以下	預貯金等の合計が650万円（配偶者がいる場合は2人で1,650万円）以下
第3段階①	分離している配偶者を含む）	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	預貯金等の合計が550万円（配偶者がいる場合は2人で1,550万円）以下
第3段階②	が市民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超	預貯金等の合計が500万円（配偶者がいる場合は2人で1,500万円）以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除きます。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

※65歳未満の方（2号被保険者）は収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（配偶者がいる場合は2人で2,000万円）以下。

○食費の費用負担額について

- ・ 施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

○一日当たりの負担限度額

利用者 負担段階	食費	居住費（滞在費）					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健、 医療院等)	従来型 個室 (特養等)	従来型個室 (老健、 医療院等)	ユニット型 個室の 多床室	ユニット型 個室
第1段階	300 円	0 円	0 円	380 円	550 円	550 円	880 円
第2段階	390 円 (600 円)	430 円	430 円	480 円	550 円	550 円	880 円
第3段階①	650 円 (1,000 円)	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円 (1,300 円)	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円

○国が定める一日当たりの居住費・食費の基準費用額（参考）（令和6年8月から）

食費	居住費（滞在費）					
	多床室 (特養等)	多床室 (老健、 医療院等)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、 医療院等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
1,445 円	915 円	437 円	1,231 円	1,728 円	1,728 円	2,066 円

【対象となるサービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護医療院

※短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額です。

※介護保険からは、国が示した標準的な金額と各施設が設定した金額を比較し、低い方の額と負担限度額との差額を給付します。

※負担軽減がない方でも、特例で利用者負担第3段階①又は3段階②になる場合があります。

（特例減額措置：高齢夫婦等の2人以上の世帯で1人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になってしまう場合などに、食費や居住費が軽減されることがあります。）

《手続き等についてご注意くださいこと》

- 審査については本人の申告に基づき行いますが、市は金融機関への照会を行うことがあります。偽りの申告等による不正受給に対しては、給付した特定入所者介護サービス費の額の返還に加えて、加算金を課すペナルティが設けられています。

＜社会福祉法人等による生計困難な人に対する利用者負担の軽減＞

生計が困難な方が、社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、その利用者負担等が軽減される制度です。

対象となる方	軽減割合
世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	介護保険の利用負担額（1割負担分）、食費及び居住費を 50/100 軽減
生活保護受給者（介護保険の被保険者でない者を含む）	個室の居住費にかかる利用者負担額を 100/100 軽減
上記以外の方で、次の要件を全て満たす、特に生計困難な方 ●世帯全員が住民税非課税であること ●年間収入が単身世帯で 150 万円以内（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円加算した額以内） ●預貯金額等が単身世帯で 350 万円以内（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円加算した額以内） ●日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ●負担能力のある親族等に扶養されていないこと ●介護保険料を滞納していないこと	介護保険の利用負担額（1割負担分）、食費及び居住費を 25/100 軽減

【対象となるサービス】

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）

※特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の対象外となる施設入所者等（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護のサービスを受給している方）の食費及び居住費は社福軽減制度の対象外となります。

＜訪問介護等を利用される人の利用者負担の軽減＞

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、生活保護法による被保護世帯の境界層該当として定率負担額が 0 円となっている方の利用者負担を軽減します。

対象となる方	軽減割合
年齢が 65 歳に到達する日以前の概ね 1 年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人で、年齢が 65 歳に到達したことで介護保険の対象となった要介護者等	0%（全額免除） ただし、障害者総合支援法における境界層の該当でなくなった場合、以後は軽減対象とならない
特定疾病によって生じた身体又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの方	

【対象となるサービス】

訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担

割合が保険給付と同様のもの)

＜離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減＞

社会福祉法人等で離島等地域にある事業所が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）は、15%の割増になるため、利用料を軽減するものです。

対象者	軽減内容
利用者本人が住民税非課税で、離島等地域にある事業所の訪問介護等を利用した場合	15%の特別地域加算をされた介護報酬について、利用者負担を10%から9%に軽減

※離島等地域の特別地域加算対象地域・・・金山、三岳、金谷、雲原、三和町全域、夜久野町全域、河守上、河東、有路下

※この制度が利用できる市内の申出対象事業所は岩戸ホームです。

※この制度は、他の軽減制度と併用はできません。

＜中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減＞

社会福祉法人等で中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）は、10%の割増になるため、利用料を軽減するものです。

対象者	軽減内容
利用者本人が住民税非課税で、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所の訪問介護等を利用した場合	10%の加算をされた介護報酬について、利用者負担を10%から9%に軽減

※中山間地域等の加算対象地域・・・福知山市全域です。

※小規模の事業所・・・訪問介護の訪問回数が200回以下／月の事業所です。

※この制度は、他の軽減制度と併用はできません。

＜高額介護サービス費（利用料の自己負担額が高額になった場合）＞

1か月間の介護サービス利用料（利用者負担1割から3割分）が一定額以上となった場合に払い戻します。（施設サービス等の食費、居住費、日常生活費、在宅サービスの福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担額については高額介護サービス費の対象となりません。）

区分	高額介護サービス費の額
生活保護受給者の方等	利用者負担分が月額15,000円を超える部分について支給
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	利用者負担分が月額15,000円を超える部分について支給
世帯全員が住民税非課税	利用者負担分が月額24,600円を超える部分について支給
年収約383万円未満の 住民税課税世帯	利用者負担分が月額44,400円を超える部分について支給
年収約383万円以上 770万円未満の方	利用者負担分が月額44,400円を超える部分について支給
年収約770万円以上 1,160万円未満の方	利用者負担分が月額93,000円を超える部分について支給

年収約 1,160 万円以上の方	利用者負担分が月額 140,100 円を超える部分について支給
------------------	---------------------------------

高額介護サービス費の支給申請は、原則として一度の申請で足ります。申請時に、被保険者証、印鑑、振込みを希望する金融機関口座が分かるものが必要です。

※申請日より過去2年以内の利用分について、さかのぼって払い戻しを受けることができます。

※同一世帯の利用者が支払った1か月ごとの利用者負担額の合計が上限を超えた場合も対象になります。

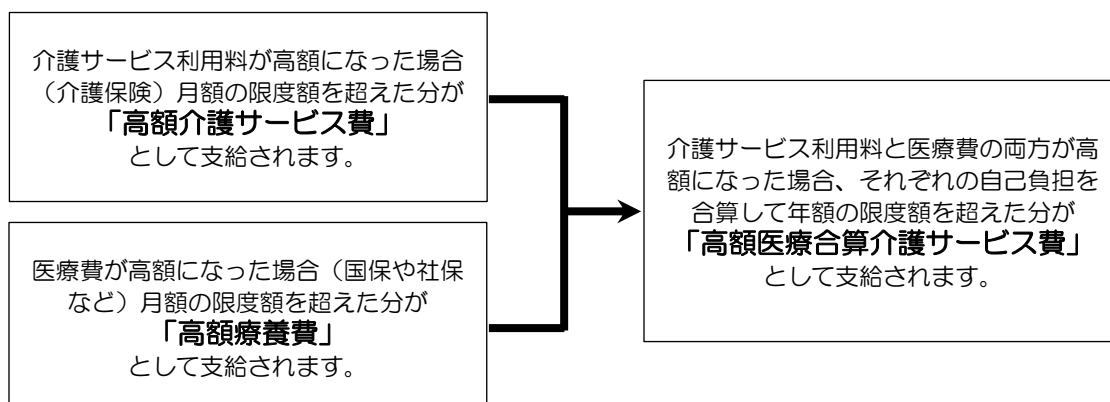
※振込口座等の変更が生じた時は、再度の申請が必要です。

＜高額医療合算介護サービス費（介護と医療の自己負担が高額になった場合）＞

介護サービス利用料が高額になった場合は介護保険から月額の限度額を超える分が「高額介護サービス費」として支給され、医療費が高額になった場合は国保や社保などの医療保険から月額の限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されています。

さらに、自己負担額を軽減するために、同一世帯で介護サービス利用料と医療費の両方の自己負担が高額になった場合に、両方の制度の自己負担限度額を適用したうえで、それぞれの自己負担額を合算し、定められた年額の限度額を超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

通常の高額介護サービス費とは、制度が異なるため、別に申請が必要です。



●支給対象者要件などは次のとおりです

支給対象者	医療保険・介護保険の両方の自己負担額がある場合で、国保は世帯主に支給し、社保等・後期高齢者医療及び介護保険では被保険者に支給
支給対象期間	1年間（8月1日～翌年7月31日）の合計
支給額	期間内の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の負担限度額を超えた額 ・世帯の1ヶ月の自己負担額は、高額療養費、高額介護サービス費の支給額を控除する。 ・高額療養費、高額介護サービス費の支給が未申請の場合は、これらを支給したものと仮定した自己負担額を対象とする。

※合算は世帯ごとに行います。

ただし同一世帯でも、国保、社保、後期高齢者医療では、それぞれ別計算します。

●所得や年齢に応じて限度額が違います

高額医療合算介護サービス費の限度額は所得や年齢に応じて異なります。下表の限度額（年額）を超えたときに、その超えた額について、医療保険と介護保険で自己負担した金額に応じて支給額を按分した金額で、医療保険と介護保険からそれぞれ支給されます。（別表 1、2）

ただし、限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

(別表 1) 世帯の負担限度額

※ 所得区分		後期高齢者医療制度 ＋介護保険	社会保険等または国民健康保険 ＋介護保険(世帯内の70～74歳)
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
	課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
	課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
一 般		56 万円	56 万円
低所得者	Ⅱ	31 万円	31 万円
	Ⅰ	19 万円	19 万円

別表 1 の所得区分表

現役並み所得者	同一世帯に一定以上（課税所得 145 万円以上）の所得がある 70 歳以上の人または 後期高齢者医療制度の対象者がいる方 （例）単身世帯の場合（年金＋給与収入等）年収 383 万円以上
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方 （例）年金受給額 80 万円以下など
一般	上記以外の方

(別表 2) 世帯の負担限度額

※ 所得区分	社会保険等または国民健康保険 ＋介護保険（70 歳未満）
基礎控除後の所得が 901 万円超	212 万円
基礎控除後の所得が 600 万円超～901 万円以下	141 万円
基礎控除後の所得が 210 万円超～600 万円以下	67 万円
基礎控除後の所得が 210 万円以下	60 万円
住民税非課税	34 万円